

遣人々御貸足輕、并其手先々々に而召置候分は、割場奉行
不及支配候間、自今以後御切米・御扶持方米等之書付、取次
仕間敷候。御役替等之刻、勿論割場へ請申間敷候。但、所
付足輕之内、若其所に御用無御座刻は、割場へ請候而裁許
可仕候。至其時年寄共より可申渡事。

一、割場支配惣足輕數、先唯今迄之分に相心得、物頭預り
之足輕之分は、欠人有之刻新參可召置候。又は置替申度旨
其頭及斷候は、是以代人召置可申候。頭御免除人有之刻
は、其組如前々割場へ請候而可有裁許事。
右之通被仰出候間、可被得其意候。以上。

天和二年十一月 日

割場奉行中

私に記。

萬治二年改足輕數

千六百六拾七人

内

四百八拾一人

組附

七百拾八人 割場附明組并裁領之者共
七十三人 諸場并諸奉行附
百五拾七人 定番足輕
二百三拾八人 遠所居住之者

寛文元年改惣數
千六百七拾一人

内

四百六拾五人

組付

六百三拾二人

割場付明組并裁領之者共

百二十五人

諸場并諸奉行附

二百三人

定番

二百三拾六人

遠所居住

同二年改

千七百二十七人

内

四百拾六人

組附

七百拾九人

割場附明組并裁領之者等

百二十八人

諸場并諸奉行附

二百三拾八人

定番

二百二拾六人

遠所居住

延寶三年乙卯より、足輕の給米小頭三十俵・平足輕二十
俵に改定、微妙公御代は小頭共に二十九俵にして無差別。
但、小頭には小者一人を被下、他國へ行時は供に召使、
平生は公儀の普請を役す。其後仙源太左衛門儀、小頭に
賜る小者を除而、小頭の給米は加州に而二十九俵、平足
輕は越中に而十九俵と成。又其後皆越中に而被下故に、
足米として小頭に六俵、平足輕に二俵を増而、三十五俵・
二十一俵と成しを是歲改定。

八 日備賃銀之儀御定

覺

一、金澤・小松日用直段一人に付而七分五厘。但、戸室より
石釣候日用は九分宛之事。

一、石川・河北・能美郡村々に而遣候日用、一人に付七分
之事。

一、能州・越中日用、一人に付而六分五厘宛之事。

右之通可被申付候。以來米直段高下有之刻は、日用直段茂
可有指引者也。

寅三月廿八日

前田 七郎兵衛

笹田 助左衛門

伊藤 内膳

割場奉行中

九 早飛脚之儀に付申渡覺

早飛脚之儀、御褒美飛脚と申渡には、御定日數より早參候
時分御褒美被下置、(御褒美飛脚と申渡無之に付脱敷)參候時分常飛脚に被仕儀、最前御定と
は相違候。向後は先規より之ごとく、御褒美とは申渡無之
候共、早飛脚分は御定之刻限より早參候は、御褒美被下、
遲參候者は常之飛脚可被仕事。

未三月六日